

後期高齢者医療特別会計繰出金

1. 後期高齢者医療特別会計への繰出し

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれるなかで、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、主に75歳以上の高齢者等を対象とした医療制度で、平成20年4月から施行されている。

当該医療制度の運営は、都道府県ごとに全ての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が後期高齢者医療事務（被保険者の資格認定・管理、被保険者証の交付、保険料の賦課、医療給付等）を行い、市町村では保険料の徴収と窓口業務（届出、申請受付等）を行う仕組みとなっている。

当該医療制度運営のための財源は、各被保険者からの保険料、国や府及び市費などで賄われているが、当該事業からは、後期高齢者医療特別会計※繰出金として、市が行う事務の執行に要する経費についてその所要額の繰出しを行った。

※ 後期高齢者医療特別会計

…市が徴収する保険料を歳入で受けるとともに、歳出では徴収事務に要する経費及び徴収した保険料収入を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付金として経理する特別会計のこと。

2. 後期高齢者医療特別会計繰出金の算出方法

平成27年度においては、下記のとおり繰出しを行った。

歳入

(単位：千円)

区 分	H 2 7	H 2 6	備 考
手数料など	1 0 8	9 9	督促手数料など
市預金利子	2 7	2 5	
合 計 (A)	1 3 5	1 2 4	

歳出

(単位：千円)

区 分	H 2 7	H 2 6	備 考
一般管理費	3 3, 0 6 9	3 2, 5 4 9	人件費、役務費など
徴収費	1 0, 8 3 3	1 1, 5 1 0	人件費、委託料など
合 計 (B)	4 3, 9 0 2	4 4, 0 5 9	

後期高齢者医療特別会計繰出金

(単位：千円)

区 分	H 2 7	H 2 6	備 考
(B) - (A)	4 3, 7 6 7	4 3, 9 3 5	